

議会運営委員会会議録

平成 21 年 11 月 24 日 (火)

(開 会) 9 : 59

(閉 会) 10 : 39

委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上 3 件を一括議題といたします。

平成 21 年第 6 回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

財政課長

議案番号が前後いたしますが、議案第 151 号の専決処分の承認平成 21 年度飯塚市一般会計補正予算(第 5 号)につきましても、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。この専決処分につきましても、新型インフルエンザワクチン接種に伴う国の基本方針に基づく対策事業に要する経費を補正するものでございます。配布いたしております「平成 21 年度補正予算資料」によりご説明いたします。

1 ページをお開きください。今回の専決による補正額は、一般会計で 1 億 7,537 万 9 千円を追加するものでございます。

2 ページをお願いいたします。補正予算の概要について、説明させていただきます。歳入では、県支出金で新型インフルエンザ対策事業費補助金 1 億 2,991 万 5 千円を追加するものでございます。補助率は 4 分の 3 で、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 の負担割合となっています。財政調整基金繰入金の 4,546 万 4 千円は、予防接種費助成金の市負担分 4 分の 1 と、補助対象外の事務費の財源として繰入れるものでございます。歳出では、新型インフルエンザ対策事業費として、優先接種者のうち市民税非課税世帯等に対する接種費用助成金 1 億 7,322 万 1 千円と、事業実施に係る事務費 215 万 8 千円の計 1 億 7,537 万 9 千円を計上しております。

続きまして、議案第 115 号から第 131 号までの予算関連議案の概要について説明させていただきます。配布いたしております「平成 21 年度補正予算資料」をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後の所要額を見込んで補正するものでございます。一般会計で 17 億 4,081 万 4 千円の追加、13 あります特別会計のうち今回補正いたします 12 の会計で 2 億 5,521 万 7 千円の追加、4 つの企業会計で 1 億 5,774 万 3 千円の減額、合計で 18 億 3,828 万 8 千円を追加するものでございます。

2 ページをお願いいたします。一般会計から今回補正いたします主なものについて、説明させていただきます。まず、歳入の市税につきましては、現年度分の調定見込み額の増などにより総額で 1 億 1,363 万 1 千円を追加いたしております。地方交付税の普通交付税は、額の確定により 5 億 1,494 万円を増額するものでございます。国庫支出金では、補助対象事業費の増減等に伴う補正額を計上しておりますが、そのうち子育て応援特別手当事業交付金および同事務取扱交付金につきましては、国の事業中止により歳入歳出の全額を減額いたしております。また、地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、国の経済危機対策事業を活用し、小中学校の平成 22 年度大規模改造事業を前倒しして実施するため計上するものであります。合併市町村補助金は、平成 18 年度から本市の合併関連整備事業に対して補助を受けておりますが、本年度で限度額の 7 億 5,000 万円の全額が交付されることとなります。県支出金におきましても、補助対象事業費の増減等に伴うもので、障がい者自立支援給付費等負担金 5,088 万 9 千円、お

よび3ページに記載しております地域子育て創生事業費補助金1,479万1千円、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金3,327万2千円などを計上いたしております。財産収入では、市有土地売却収入として平恒地区工場適地等の売却収入1,501万円を追加しております。繰入金では、財源調整により財政調整基金9億5,793万4千円を減額するものでございます。また、地域振興基金繰入金は、平成20年度に交付された地域活性化・生活対策臨時交付金から積み立てました8,500万円のうち残額の6,500万円を繰入れ、平成21年度の交付金該当事業に充当するものであります。市債につきましては、今回補正計上しております起債対象事業の財源といたしまして、変更を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。次に、歳出についてご説明いたします。職員人件費につきましては、一般・特別会計の合計で、人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減などにより、2億9,973万円の減額となっております。電算管理費の「住基等基幹業務移行データ作成委託料」は、電算システム構築に伴うもので、平成22年度実施予定の事業を前倒しして実施するものでございます。市議会議員補欠選挙費は、来年4月執行予定の市長選挙に合わせて執行されますので、その選挙費用のうち21年度に要する掲示板作成等の委託料などを計上するものであります。高齢者福祉費の「地域介護・福祉空間整備等補助金」は、認知症高齢者グループホーム5カ所のスプリンクラー等整備事業に対して、国の補助を受けて交付するものでございます。障がい者福祉費の「障がい者自立支援給付費」は、利用者負担上限の減による利用者増などにより、2億2,325万2千円を追加いたしております。

5ページをお願いいたします。生活保護扶助費は、上半期の実績および母子加算分の増など今後の必要額を見込みまして4億5,716万5千円を追加するものでございます。労働諸費の「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」は、県基金事業の追加を行うもので、新たに本事業を活用した3事業を実施いたしまして、雇用創出を図ろうとするものでございます。商工業振興費の「インフォメーションセミナー事業費」の減額は、経済情勢等を勘案し、本年度のセミナー開催を見送るものでございます。「福岡県信用保証協会損失補償金」は、災害特例資金6件等の債務不履行により保証協会が行った損失補償につきまして、契約に基づき市が負担するものでございます。観光費の「観光情報発信等システム構築事業委託料」は、国の10分の10の交付金を受け、観光情報提供等のシステム開発を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。河川新設改良費の「治水対策基本調査委託料」は、内水上昇のメカニズムを解析し、治水対策の検討を行うものであります。住宅建設費の「弁分公営住宅外構工事」は、早期入居を図るため平成22年度予定の工事を前倒しして実施するものであります。消防施設費の「飯塚地区消防組合負担金」は、負担金の算定基礎となります普通交付税の確定により増額するものでございます。災害対策費の「防災行政無線設備設置工事」につきましては、変更契約額を見込み、その残額を減額するものでございます。小学校整備費では、各小学校の大規模改造事業につきまして、21年度事業費確定による減額と安心安全な学校づくり交付金および公共投資臨時交付金を活用し、平成22年度事業を前倒しして実施するため追加計上するものであります。中学校整備費につきましても、小学校と同様の補正を行っております。

7ページをお願いいたします。繰越明許費では、「住基等基幹業務移行データ作成委託料」外16件につきまして、年度内の完了が見込めないこと、および22年度事業を前倒しで実施することにより追加するものであります。また、子育て応援特別手当交付事業は、国の事業中止により廃止するものでございます。債務負担行為は、市議会議員補欠選挙の印刷製本費と掲示板作製等委託料、および文書整理事業に係る緊急雇用創出事業委託料の3件について追加し、次の8ページに記載しております電算システム新体系構築委託料につきましては、事業費の確定により変更するものであります。

次に、特別会計の主なものについてご説明いたします。

国民健康保険特別会計の歳入で、国民健康保険税を調定見込み額の減などにより 9,028 万 1 千円および一般会計繰入金を 5,806 万 3 千円減額し、前年度繰越金を 7 億 5,525 万 4 千円の追加等をいたしております。また、歳出では、医療費の前期の実績等を基に保険給付費を追加し、今後の医療費の増加に備え国保税の上昇を抑制するため、国民健康保険給付費等準備基金積立金 4 億 4,000 万円等を計上いたしております。

9 ページをお願いいたします。介護保険特別会計の保険事業勘定では、歳出で前期の給付実績に基づく保険給付費の追加、および 20 年度に超過交付を受けておりました国庫負担金等の返還金を計上いたしております。

10 ページをお願いいたします。小型自動車競走事業特別会計では、歳入で前期実績に基づく勝車投票券発売収入等を減額し、歳出でこれに伴う開催経費を減額しております。また、地方公営企業等金融機構納付金が前年度に収益が発生しなかったことにより納付が不要となったため、全額減額の補正をしております。

工業用地造成事業特別会計では、産炭地域活性化基金助成金の交付が決定したことに伴い、鯉田工業団地造成事業債を同額減額いたしております。

11 ページをお願いいたします。学校給食事業特別会計では、歳出で給食センター方式と自校方式での米飯給食における単価差額解消を平成 22 年 1 月から実施するため、賄材料費に含まれております炊飯手数料を別途計上するものでございます。以上で一般及び特別会計の予算関連議案の説明を終わります。

上下水道部次長

続きまして、企業会計補正予算の主なものについて、ご説明いたします。議案第 1 2 8 号の水道事業会計の補正予算でございますが、収益的収入の 2,780 万円の減額につきましては、使用者の節水などによる水道料金収入の 2,105 万 3 千円の減、受託工事の減少による受託工事収益の減及び定期預金への預け入れによる受け取り利息 544 万 3 千円の増を計上しております。収益的支出の 2,520 万 4 千円の減額につきましては、職員の配置替等による人件費の 1,385 万 8 千円の減、修繕費及び受託工事費の決算見込による減、消費税及び地方消費税 514 万 8 千円の増を計上いたしております。資本的収入の 8,410 万 4 千円の減額につきましては、事業の執行残等による企業債出資金及び納付金の減少による納付金の減、補助対象事業の増による国庫補助金の増額を計上しております。資本的支出の 9,460 万 6 千円の減額につきましては、排水施設改良費、拡張事業費の執行残の整理による減額及び配置替等による人件費の増を計上しております。また、上下水道事業の経営の健全化、効率化を図る目的で業務の一部の窓口、検診、料金徴収、滞納整理等の業務を委託するため上下水道料金収納等業務委託料の債務負担行為の限度額 2 億 6,232 万 6 千円を計上しております。また、上水場運転管理等業務委託が 2 1 年度末で契約が満了することから 2 2 年度以降委託するため、飯塚市上水場運転管理等業務委託の債務負担行為の限度額 5 億 6,272 万 2 千円を計上しております。

次に議案第 1 2 9 号産炭地域小水系用水道事業会計の補正予算でございますが、これは決算見込に伴うものであります。収益的収入の 143 万 2 千円の減額につきましては、給水収益の 57 万 5 千円の減と一般会計補助金の 87 万 3 千円の減額をしております。

次に議案第 1 3 0 号下水道事業会計の補正予算でございますが、収益的収入の 2,855 万 2 千円の増額につきましては、水洗化の普及による下水道使用料の 2,003 万 3 千円の増と消費税及び地方消費税還付金の 829 万 5 千円の増を計上しております。収益的支出の 3,833 万 1 千円の減額につきましては、配置替等による人件費の増、工事請負費、減価償却費及び企業債利息の決算見込による減を計上しております。次に資本的収入の 330 万円の減額につきましては、企業債対策事業費の減少による企業債の減、県補助対象事業費の増による県補助金の増及び受益

者負担金の増を計上しております。資本的支出の1,049万6千円の増額につきましては、決算見込による施設改良費の工事請負費の減及び明星寺川流域下水道事業負担金の増を計上しております。以上で説明を終わります。

健康増進課長

議案第131号平成21年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)の概要についてご説明いたします。予算概要書の12ページの下段をお願いいたします。収益的収支のうち、収益的収入の1,296万7千円の増額の主なものにつきましては、過年度損益修正益1,295万6千円の増で、固定資産評価見直しによる平成20年度減価償却費の減によるものでございます。収益的支出1,005万8千円の主なものにつきましては、建物及び構築物減価償却費176万7千円の減、機械及び装置減価償却費832万円の減で固定資産評価の見直しによるものでございます。資本的収支のうち資本的収入につきましては、病院事業債元利償還指定管理者負担分を、その他繰入金からその他納付金に組換えるものでございます。以上簡単ですが説明を終わります。

総務課長

引き続きまして、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。

「議案第132号飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、市議会議員及び市長等の特別職の期末手当の支給率を改定するものでございます。

「議案第133号飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、職員の給与等に関し、月60時間を超える場合の時間外勤務代休時間の新設、月60時間を超える場合の時間外勤務手当の新設、行政職給料表の改定及び期末・勤勉手当の支給率の改定をするものでございます。

「議案第134号飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきましては、個人市民税における寄附金控除の適用対象となる寄附金を拡充するものでございます。

「議案第135号飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」につきましては、物品の借り入れ、役務の提供を受ける契約について原則5年を上限とする長期継続契約を締結することができる契約を定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第136号飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、教育職員の給与に関し、給料表及び地域手当の支給率を改定するものでございます。

「議案第137号飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市立図書館頼田館は、現状の利用実態を勘案し、平成22年3月31日で廃止するものでございます。

「議案第138号飯塚市立関の山いこいの森条例を廃止する条例」につきましては、関の山いこいの森は、風水被害による休止の時期が多く、今後においても利用者の安全面での課題があると同時に、大幅な利用者増が見込めないことから、平成22年3月31日で廃止するものでございます。

「議案第139号飯塚市歴史資料館条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市穂波郷土資料館は、飯塚市歴史資料館に統合し、平成22年3月31日で廃止するものでございます。

「議案第140号飯塚市テニスコート条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市庄内テニスコートは、施設の老朽化が著しいことから、平成22年3月31日で廃止するものでございます。

「議案第141号飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、市民公園のテニスコート兼バレーコートの夜間照明施設及びバレーコートとしての利用を廃止し、健康の森多目的施設の使用回数券を発行するものでございます。

「議案第 142 号飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、暴力団員に対し市営住宅への入居制限を設けるものでございます。

「議案第 143 号飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、消防法の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第 144 号変更契約の締結」につきましては、議決に基づき締結した防災行政無線設備設置工事の契約に関し、機器費、土木工事費、共通仮設費の変更に伴い、契約金額を 814 万 650 円増額し、5 億 8,406 万 6,700 円に変更するものでございます。

3 ページをお願いいたします。「議案第 145 号財産の譲渡」につきましては、公立保育所の民営化にあたり、飯塚東保育所の園舎建物を、社会福祉法第 58 条第 1 項の趣旨に基づき、「社会福祉法人 真如会」に無償で譲渡するものでございます。

「議案第 146 号指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市文化会館」の指定管理者として、「株式会社コンベンションリンケージ」を平成 22 年度から 26 年度まで 5 年間、指定するものでございます。

「議案第 147 号指定管理者の指定」につきましては、「飯塚市の体育施設のうち 14 施設」の指定管理者として、「飯塚市体育協会」を平成 22 年度から 26 年度まで 5 年間、指定するものでございます。

「議案第 148 号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」及び「議案第 149 号福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」につきましては、一部事務組合及び広域連合を組織する地方公共団体の数の減少、それに伴う規約変更の協議を行なうことについて、議決を求めるものでございます。

「議案第 150 号、第 151 号市道路線の廃止、認定」につきましては、旧県道の見直しによる認定替えにより 1 路線を廃止し、旧県道の見直しによる認定替え、国道 201 号バイパス整備に伴う認定替え・取り付け道路移管、道路新設、開発により 32 路線を認定するものでございます。

総務部長

4 ページをお願いいたします。議案第 153 号の人事議案につきましては、任期満了に伴います「人権擁護委員」1 名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。また、報告第 35 号から第 38 号までの 4 件の報告でございますが、「交通事故 2 件、市道上の車両損傷事故 1 件に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分、「災害援護資金貸付金の返還請求に関する和解」の専決処分につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書をお願いいたします。議案第 115 号は総務委員会に、116 号から 119 号までの 4 件は、いずれも厚生委員会に、120 号は総務委員会に、121 号は経済建設委員会に、122 号は厚生委員会に、123 号から 125 号までの 3 件は、いずれも経済建設委員会に、126 号及び 127 号は、市民文教委員会に、128 号から 130 号までの 3 件は、いずれも経済建設委員会に、131 号は厚生委員会に、132 号及び 133 号は、後ほどご説明いたします。134 号及び 135 号は、総務委員会に、1

36号は、後ほどご説明いたします。137号から140号までの4件は、いずれも公共施設等のあり方に関する調査特別委員会に、141号は市民文教委員会に、142号は経済建設委員会に、143号及び144号は、総務委員会に、145号は厚生委員会に、146号及び147号は、市民文教委員会に、148号は総務委員会に、149号は厚生委員会に、150号及び151号は、経済建設委員会に、152号は厚生委員会にそれぞれ付託していただいております。なお、議案第152号専決処分の承認につきましては、一般会計補正予算であります。補正の内容が厚生委員会所管のみでありますので、所管の常任委員会に付託しようとするものです。また、先ほどご説明を保留しました議案第132号、133号及び136号の3件につきましては、基準日がいずれも12月1日となっておりますことから、30日の本会議初日に議案の提案理由、質疑の後に委員会付託を行い、本会議を休憩していただき委員会を開催し、委員会終了後に本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行っていただいております。なお、付託委員会につきましては、議案第132号及び133号が総務委員会に、136号が市民文教委員会にそれぞれ付託していただいております。次に人事議案であります議案第153号につきましては、最終日に上程し、提案理由説明、委員会付託省略を諮ったのちに質疑、討論、採決としていただいております。最後に、報告事項第35号から38号までの4件につきましても最終日に報告、質疑と考えております。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

議案第152号の付託についてなんですが、内容が新型インフルエンザ対策関連予算補正ということですので、厚生委員会という提案でしたが、過去に一般会計補正を総務委員会以外に付託したことがありましたか。

議会議務局次長

過去にはございません。

川上委員

確かに内容によって全て総務委員会で扱わなければならないということはないだろうと思うんですが、全体に関わることもあろうかと思うんですね。それで歳入の県支出金、それから繰入金、歳出は予防費ということになってますけど、これに関連したものが私は総務委員会でも扱うことがあると思うんですね。そのへんについては考慮されてますか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:34

再 開 10:35

委員会を再開いたします。

議会議務局次長

今回補正予算の内容が厚生委員会所管の内容ということで、厚生委員会付託ということで考えております。

川上委員

私はこの新型インフルエンザ対策に関わって、厚生委員会所管の枠を超えることがあるのではないかとということをお尋ねしましたが、そのへんについては考慮したかということをお尋ねしたつもりなんですよね。それで、申し合わせ事項があるようなんだけど、それに該当するかどうかということで、安易に申し合わせ事項だけに頼るのは如何かと思いましたが、質問したわけです。今後もよく内容を検討して、申し合わせ事項があるからこれにあてはめるとい

うようなことではいけないと思うので、それは意見として述べておきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。次に、会期及び会議予定について事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付しております「平成21年第6回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。まず、会期につきましては、11月30日から12月22日までの23日間を考えております。次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程(案)のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、会期及び会議予定についてはそのように決定しました。

次に、質問及び質疑通告、ならびに意見書(案)、請願の追加の提出期限について事務局に説明させます。

議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、12月1日・火曜日の午後5時までと考えております。次に、議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願(追加分)の提出締切日は、12月8日・火曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。質問及び質疑通告、ならびに意見書(案)請願の追加の提出期限については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、質問及び質疑通告、ならびに意見書(案)請願の追加の提出期限については、そのように決定いたしました。

次に、その他でございますが、次回の議会運営委員会は、12月10日(木)の本会議終了後に開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。